

労務 ROAD

■昇給/降給の際は随時改定の対象になるか確認を！

健康保険・厚生年金保険の保険料は、「標準報酬月額」をもとに計算しますが、昇給・降級や通勤手当の金額の変更などで給与額が変わった際、要件に該当すると標準報酬月額が改訂されます。

標準報酬月額が改訂される要件に該当する場合は、「報酬月額変更届」の提出が必要となります。

★随時改定は次の3つの要件のすべてに該当するときに行われます。

1	昇給・降給により 固定的賃金に 変動があった	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定的賃金：支給額や支給率が固定の賃金例) 月給、時間給、役付手当、家族手当、住宅手当、通勤手当、勤務地手当、歩合率など ※昇給や時給が上がった場合はもちろんですが、「引っ越しにより通勤手当の金額が変わった」「結婚したので家族手当が支給されるように」「増税により通勤定期の値段が変わった」などの場合も対象となる場合があります
2	従前の標準報酬月額と 変動月から3カ月間に 支給された報酬の 平均額との間に 2等級以上差が生じた	<p>(例) 1月に昇給した場合 1月、2月、3月の3か月間の報酬額の平均と従前の標準報酬月額を比較して2等級以上の差があるか判断します。</p> <p>※「3か月間の平均」には固定的賃金だけでなく非固定的賃金(残業手当等)も含まれます。そのため、昇給してから3か月の間にたまたま多く残業したため報酬が高くなった場合など、標準報酬月額が高くなることもあります。</p>
3	上記の3カ月の 支払基礎日数が 各月17日以上	<p>3か月の間に17日未満の月が1カ月でもあれば随時改定は行われません。(特定適用事業所に勤務する短時間労働者11日)</p> <p>※支払基礎日数には有給休暇取得日も含まれます。</p>

【日本年金機構 より】

■随時改訂の例外：年間報酬の平均で算定するとき

上記の例外として、以下の両方にあてはまる場合は、年間報酬の平均で標準報酬月額を算定します。※年間平均による随時改定には、被保険者の同意が必要です。

□下記①と②の差が、2等級以上あり、業務の性質上例年発生することが見込まれる

- ①通常の随時改訂の方法で算定した標準報酬月額(上記の3か月の平均)
- ②変動月以後3か月の間に受けた固定的賃金/3+(変動月前9か月+変動月以後3か月の非固定的賃金)/12で算定した標準報酬月額

□報酬月額の変動も、業務の性質上例年発生することが見込まれる

★年間平均による随時改訂の手続きの際は、申立書と被保険者の同意書の提出が必要です。(様式は日本年金機構のホームページからダウンロード可能です。)

【日本年金機構 より】

VOL.661
(1909-03)



河本社労士事務所

〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 船場 IS ビル 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
編集担当: 矢尾・君野・川端

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

キャリアアップ助成金 ミニセミナーのおしらせ

9月27日(金)10~12時
定員：6名(先着順)
参加費：1名1000円

詳細のお問い合わせや
参加お申込み等、ご連絡
お待ちしております！

SNSでもお役立ち情報
配信中です



【アカウント】

Facebook: 河本社労士事務所
Instagram: @ksj_koumoto
Twitter: @ksj_koumoto